

令和 7 年度

奥多摩町まちづくり推進事業

支援金申請の手引き

※内容をよくご確認ください。

(昨年度から内容が改正されております。)

※70周年記念事業とは一部様式が異なります。

奥多摩町

令和 7 年 4 月

1. はじめに

奥多摩町まちづくり推進事業支援交付金とは、住民や町に関わる皆様が主体的に企画し実施される「まち（地域）、ひと（人材）の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する事業」に対し、町から交付される支援金です。本支援金を活用して過去に実施された事業には、以下のようなものがあります。

【過去の支援対象事業一例】

① わさび田再生体験（令和元年度）

実施団体	おくたま海沢ふれあい農園	支援金額	100,000 円
事業概要	海沢地区の休田となっているわさび田を活用し、わさび田の再生を体験できる町民向けイベントを開催した。		

② ホタル祭の開催（令和元年度）

実施団体	鳩の巣ソフトボールクラブ	支援金額	74,000 円
事業概要	西川に出るホタル鑑賞をはじめ、自治会や協力団体による模擬店の出店、歌や盆踊りなど町民向けイベントを開催した。		

③ アートでトモダチ計画（令和6年度）

実施団体	黒木絵麻	支援金額	110,000 円
事業概要	文化芸術活動、表現活動を通して、普段接することがない年代や職業の人たちと友達になること、奥多摩ならではの表現の場を町内外の多くの人に知ってもらうことを目的として、芸術鑑賞、演劇体験、創作劇体験を行った。		

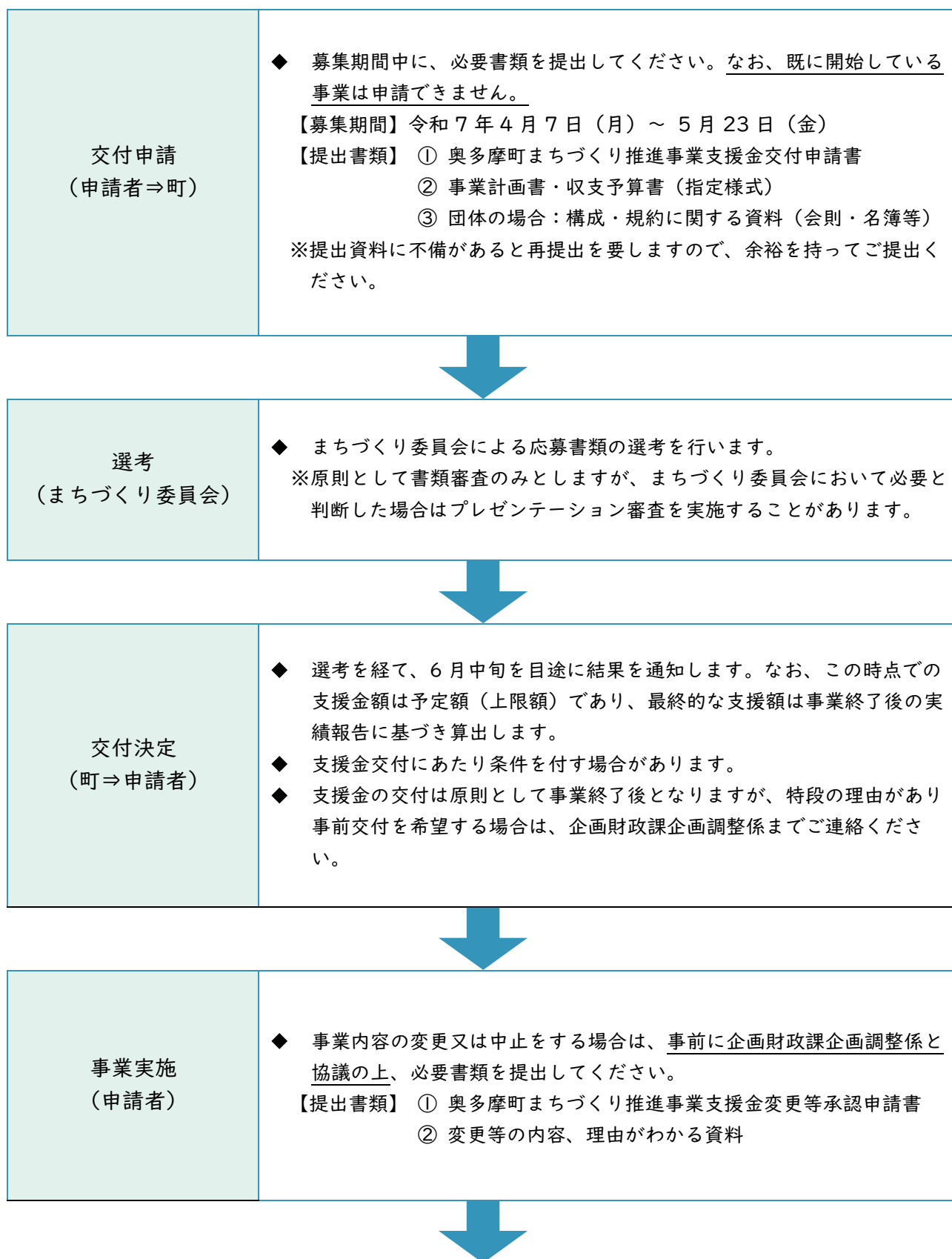
2. 制度概要

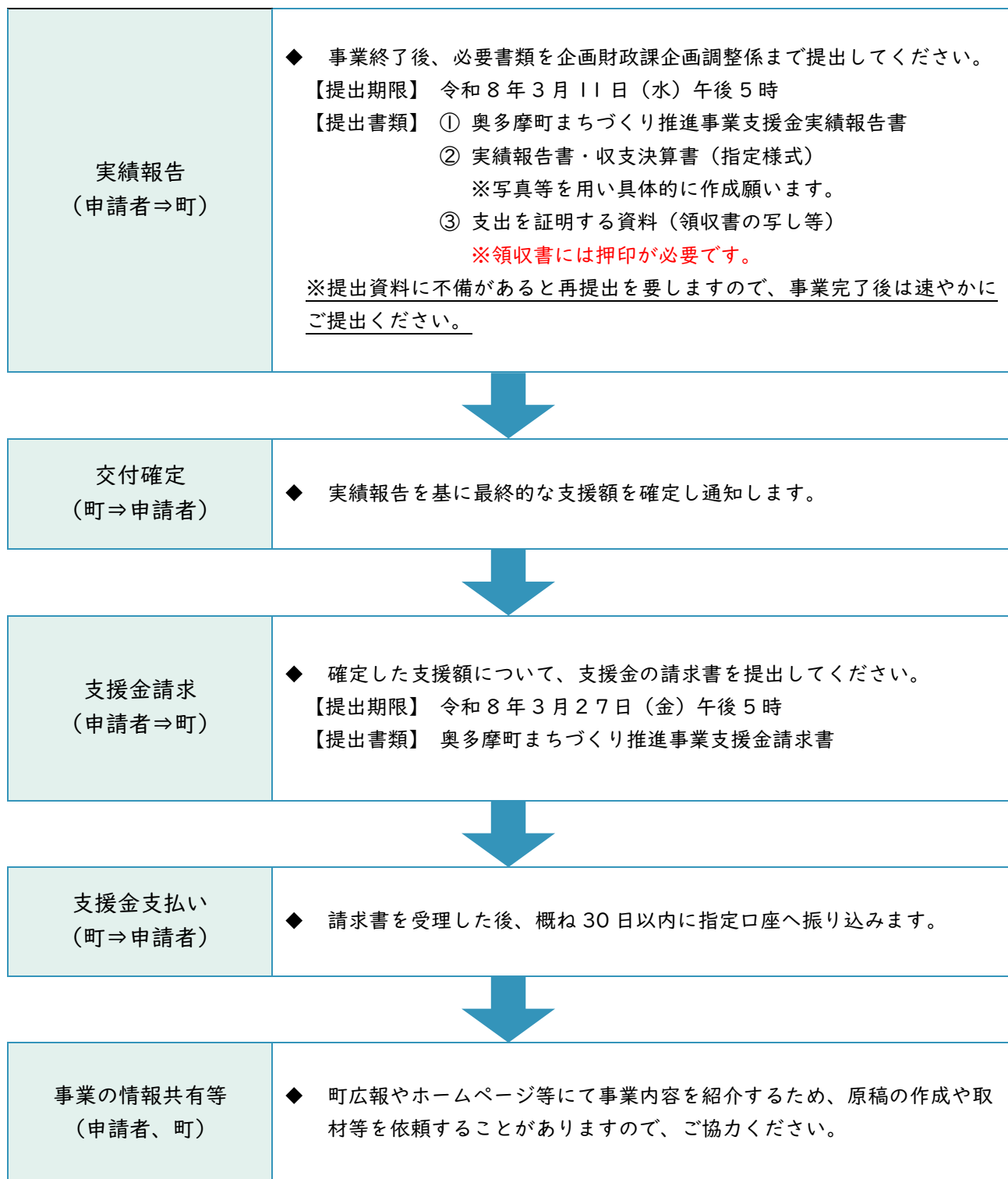
対象事業	まち（地域）、ひと（人材）の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する事業。ただし、以下に該当するものは除く。 ・町の他の補助制度の対象となる事業 ・営利活動のみを目的とする事業 ・本推進事業支援金の交付決定前に開始している事業
対 象 者	町民、町内で活動する団体
支援金額	（限度額）20 万円 （支援率）100% ※事業実施に伴い収入がある場合は、補助対象経費から差し引いて算出してください。
募集期間	令和7年4月7日（月）～ 5月23日（金）
審査方法	奥多摩町まちづくり委員会による書類審査 ※原則、書類審査のみとしますが、まちづくり委員会において必要と判断した場合にはプレゼンテーション審査を実施することがあります。

3. 手続きの流れ

本支援金を活用する際の手続きの流れは以下のとおりです。なお、提出書類の電子データは町ホームページからダウンロードできます。

https://www.town.okutama.tokyo.jp/gyosei/2/jinken_kyodo_machizukuri/kyodo_machizukuri/3246.html





※記載のスケジュールは予定であり、やむを得ない理由等で変更になる場合があります。

※事業の性質上などのやむを得ない理由により、記載のスケジュールでの事業実施が困難な場合は、申請される前に最終ページにあります問い合わせ先までご連絡ください。

4. 申請事業の審査基準について

奥多摩町まちづくり委員会では、以下の基準に従い、交付申請書類の審査を行います。

基 準	内 容
目的	まちづくり推進事業の目的（まち（地域）、ひと（人材）の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する）に合致した事業であるか。
自発性	自発性が高く、熱意があるか。
公益性	多くの住民のためになる事業であるか。
必要性	住民からのニーズがある事業であるか。
実現性	実現性の高い事業であるか。
経費の適正性	経費の積算は適正であるか。
継続性・発展性	将来的に自立して、継続・発展した事業実施が見込めるか。
独創性・先駆性	独創的・先駆的な事業であるか。
地域特性	地域特性を活かした事業であるか。

5. 支援対象となる経費について

支援金の対象となる経費は以下のとおりです。

区分	内容	注意事項
賃金	作業賃金、アルバイト賃金（当日）、その他必要と認められる賃金 【基準額】東京都の最低賃金	純然たる事業費の性格を持つもののみが助成対象となるため、 事業実施団体の構成員に支払う賃金は、対象とならない。
謝礼金	講師謝礼等、その他必要と認められる謝礼	純然たる事業費の性格を持つもののみが助成対象となるため、 事業実施団体の構成員に支払う謝礼金は対象とならない。
消耗品費	文具等消耗品費、救急薬品、材料等の購入経費 【限度額】原則 1 個 10,000 円未満	数量が適切でない場合は対象とならない。 内訳（@単価×人数）を明確にすること。
食料費	講師やスタッフの弁当代 【限度額】原則 1 人 1 日 1,000 円（食事代、飲料代合わせて）	事業当日分のみ対象となり、事前の打ち合わせや後日の反省会に係る費用は対象とならない。 内訳（@単価×人数）を明確にすること。
印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム、パンフレット等の印刷費	内訳（@単価×枚数）を明確にすること。

通信・運搬費	郵便及びメール便等の送料、資機材等運搬費	郵便やメール等については、費用を比較し安価な方法を使用すること。
委託費	会場設営、看板・案内板作成費、その他必要と認められる委託費	委託費の割合が著しく高い場合、その内容が明確にわかる資料を提出すること。
使用料・賃借料	機材や会場などの使用料、賃借料 例) 会議室使用料、機材レンタル、車両借り上げ料など	家賃、事務所の賃借料、 光熱水費は対象とならない。
その他	その他事業実施に必要と認められたもの	備品については基本的には対象とならないが、事業の性質上必要と認められる場合はその限りではない。

※ いずれの場合も、町からの支援金額の上限は 200,000 円となります。

※ 実績報告の際に、支出があったことが証明できる書類（領収書等）の提出がない場合は、いかなる場合でも対象経費として認められません。なお、領収書には押印が必要です。

6. 書類提出先・提出方法

奥多摩町企画財政課企画調整係

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6 奥多摩町役場

- ・郵送又は持参により提出してください。
- ・郵送する場合には、最終日必着です。
- ・持参する場合には、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に提出願います。

7. 問い合わせ先

奥多摩町企画財政課企画調整係（奥多摩町まちづくり委員会事務局）

電話：0428-83-2360（直通）

